

農業委員会等に関する法律第9条第2項の規定により南国市農業委員会委員の推薦及び応募の状況について公表します。(中間発表)

法人または団体による推薦

受付番号	推薦を受ける者又は応募する者の氏名	職業	満年齢	性別	経歴	農業経営の状況 (耕作面積:㎡)	農業経営の状況 (経営作目)	認定農業者項目	推薦する法人・団体の名称	目的	代表者又は管理人の氏名	構成員数	構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項	推進委員応募の有無	推薦の理由
1	田岡 崇	行政書士	49	男	農業委員	-	-	非該当	高知県行政書士会	行政書士法第15条に基づき設立。 会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。	会長 田岡 崇	271	【構成員たる資格】行政書士は、行政書士法第6条の2第2項の規定による登録(行政書士としての登録)を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる(行政書士法第16条の5第1項) 【組織の性格】会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、行政書士法で設立を義務付けられた法人。	無	被推薦者においては平成16年1月23日に行政書士事務所を開業し、各種農地法関係手続きに關しても業務として取り扱っており、専門的な知識がある。又、平成28年11月より農業委員に就任し、中立委員として公平・公正に地域農業の活性化に貢献しており、適任である。

令和7年7月15日